

30年度以降の税制改正の 主な内容をお知らせします

①セルフメディケーション推進のための「スイッチOTC医薬品控除」(医療費控除の特例)の創設(30年度の住民税から適用)

29年1月1日〜33年12月31日に、スイッチOTC医薬品(※)の購入費用が年間1万2000円を超える場合は、その購入費用のうち、1万2000円を超える額(年間10万円を限度)を所得控除できる制度が創設されました。

なお、医療費控除については、この制度が現行の医療費控除のどちらか一方だけ適用

を受けることができます。ただし、この制度は特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診のいずれかを受けている方が対象です。

※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)です。

②医療費控除を受ける場合の添付書類の変更(30年度の住民税から適用)

医療費控除を受ける場合、医療費の明細書または医療保

険者などの医療費通知書を、申告書の提出の際に添付しなければならぬことになりました。

ただし、30年度〜32年度の申告については、改正前の医療費の領収書の添付により、医療費控除の適用を受けられます。

③配偶者控除・配偶者特別控除の見直し(31年度の住民税から適用)

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、納税義務者本人に所得制限が設けられるとともに、配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額が引き上げられました(下表1・2参照)。

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2333〜2337)へ。

除者などの医療費通知書を、申告書の提出の際に添付しなければならぬことになりました。

ただし、30年度〜32年度の申告については、改正前の医療費の領収書の添付により、医療費控除の適用を受けられます。

市民税・都民税

公的年金からの引き落とし(特別徴収)のお知らせ

特別徴収1年目の方、
昨年途中で納付書
または口座振替(普
通徴収)になった方

①引き落とし(特別徴収)
の対象となる方 28年中に公
的年金の支払いを受けた方、
29年4月1日現在、公的年金
からの引き落としの対象とな
る老齢基礎年金などの支払い
を受けている65歳以上の方。
ただし、次の方は引き落とし
の対象者になりません

②引き落とし(特別徴収)
の対象となる方 29年10月支給分
の開始時期 29年10月支給分
から

③引き落とし(特別徴収)
の対象となる方 29年4月支給分
の開始時期 29年4月支給分
から。ただし、4月〜8月分
については仮徴収になります
(下表2参照)

④引き落とし(特別徴収)の
対象となる方 市民税・都民税
の対象となるのは公的年金など
の年金所得に係る市民税・都
民税のみです。年金所得の他
に給与所得、不動産所得など
の所得がある場合、これらの
所得に係る市民税・都民税は
従来通り、給与での特別徴収
納付書または口座振替(普通
徴収)による納付になります

⑤公的年金からの徴収方法
 6月・8月は納付書または
口座振替(普通徴収)、10月・
12月・2月は公的年金からの
引き落とし(特別徴収)にな
ります(下表1参照)

29年1月1日現在、市内
に住所を有しない方(転出
死亡者など) 老齢基礎年金
などの支給額が年18万円未
満の方 介護保険が引き落とし
(特別徴収)されない方 障
害年金・遺族年金のみを受給
している方(課税対象になら
ないため)



特別徴収2年目以降の方

「引き落としの対象となる
方」引き落としの対象となる
年金「引き落としの対象とな
る市民税・都民税」について
は1年目の方と同様です。

①引き落とし(特別徴収)
の開始時期 29年4月支給分
から。ただし、4月〜8月分
については仮徴収になります
(下表2参照)

特別徴収1年目と2年 目以降の方共通事項

◎仮徴収・特別徴収とは
市民税・都民税は、市民税・
都民税納税通知書で決定とな
り、7月に年金保険者(日本
年金機構など)へ市民税・都
民税の公的年金からの引き落
とし(特別徴収)を依頼しま
す。このため4月・6月・8
月分は仮徴収となり、それぞ

表1 配偶者控除 納税義務者の合計所得金額による控除額

所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
950万円以下	22万円	26万円
1,000万円以下	11万円	13万円

※所得割の納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者は扶養に入ることができますが、控除額は発生しません。
※所得税に適用される控除額は、上記とは異なります。

表2 配偶者特別控除 所得割の納税義務者とその配偶者
それぞれの合計所得金額による控除額

配偶者の 合計所得金額	所得割の納税義務者の 合計所得金額による控除額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
38万超90万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円以下	31万円	21万円	9万円
100万円以下	26万円	18万円	7万円
105万円以下	21万円	14万円	6万円
110万円以下	16万円	11万円	4万円
115万円以下	11万円	8万円	2万円
120万円以下	6万円	4万円	1万円
123万円以下	3万円	2万円	1万円

※所得割の納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用はありません。
※所得税に適用される控除額は、上記とは異なります。

公的年金からの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)の徴収方法
引き落とし(特別徴収)を開始する年度と2年目以降継続する年度
では、徴収方法が異なります。

表1 特別徴収1年目の方

例 年金に係る税額(年税額)が1万2,000円の場合

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	納期・ 年金支給月	6月	8月	10月	12月
納付額	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	年税額の2分の1 (6,000円)		年税額の2分の1 (6,000円)		

表2 特別徴収2年目以降の方

例 年税額が1万7,000円で、前年度の年税額が1万8,000円の場合

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	納期・ 年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月
納付額	3,000円	3,000円	3,000円	2,800円	2,600円	2,600円
	前年度の年税額の 6分の1			年税額から仮徴収分を 引いた額		

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から引き落とし(特別徴収)されている方は、公的年金などの年金所得に係る市民税・都民税を給与からの引き落とし分と合算することができま

す。希望する方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、市課税課で処理を行います。

なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が納付書または口座振替(普通徴収)の方は、取り扱いの変更はありません。

詳しくは同課市民税係 ☎470・7777(内線2333〜2337)へ。

65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から引き落とし(特別徴収)されている方は、公的年金などの年金所得に係る市民税・都民税を給与からの引き落とし分と合算することができま

す。希望する方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、市課税課で処理を行います。

なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が納付書または口座振替(普通徴収)の方は、取り扱いの変更はありません。

詳しくは同課市民税係 ☎470・7777(内線2333〜2337)へ。

「臨時福祉給付金(経済対策分)」
を装った不審な電話やメール、
サイト(ホームページ)にご注意ください

市の「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請受け付けは8月31日で終了しました。

同給付金を装った電話やメールによる「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」、類似する給付金の支給を装った不審なサイトにご注意ください。

「注意」市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニ)などの現金自動預払機)の操作をお願いすること

は、絶対にありません▼ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません▼市や厚生労働省などが、同給付金を支給するために、手数料の

「生産緑地地区の変更(東久留米市
決定)案」の縦覧を実施します

「東村山都市計画生産緑地地区の変更(東久留米市決定案)」を取りまとめたので、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。

なお、同法の規定に基づき市民および利害関係のある方は、市長に対し意見書を提出することができます。

【縦覧の期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く、10月2

日(月)〜16日(月)の午前8時半〜午後5時(正午〜午後1時を除く)に、都市計画法(市役所5階)で

【意見書の提出方法】縦覧期間中に(必着、〒2003-1855)、市役所都市計画課宛て郵送、または直接同課へ持参してください。

詳しくは同課計画調整担当 ☎470・7762へ。

消防団員を募集します

消防団員は、仕事を持ちながら「わが街を災害から守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。

あなたも地域に密着した消防団に入団しませんか。

「大切な人、大切な自分の街を守りたい」そんな気持ちをもちたい方、あなたの力が必ず必要です。多くの方々の入団をお待ちしています。

新児童館の名称の 投票結果をお知らせします

30年4月に開館予定の新児童館の名称を、皆さんから募集したところ、たくさん応募がありました。

その中から、6つの名称に選定した後、市内4児童館で児童館利用者による投票を実施した結果「子どもセンターあおぞら」が最多得票数を獲得しました。ご協力ありがとうございました。

詳しくは児童館青少年課 ☎470・7735へ。

【入団資格】市内在住・在勤の18歳以上で、志のある身体健全な方

【消防団の身分・処遇】消防団員は、特別職の地方公務員です▼報酬や手当などは、市の規定により支給されます▼消防団活動により負傷した場合は、補償制度があります▼消防団活動に必要な被服は貸与されます▼職務に当たって、功労・功績があった場合は、表彰されます

申し込みは電話または直接防災防犯課消防担当 ☎470・7769(市役所2階)へ。

※同担当から居住地または勤務地を担当する区域の分団長に連絡し、本人と分団長が面談の上、分団長が推薦し、消防団長が任命します。分団によっては、団員の配置定数がありますので、入団できない場合があります。

詳しくは同担当へ。

話や郵便があった場合は、警察署、警察相談専用電話(☎9110)または市総務課臨時福祉給付金担当 ☎470・7863(土曜・日曜日、祝日を除く)午前8時半〜午後5時(15分)へご連絡ください。詳しくは同担当へ。